

福岡県公報

令和 7 年 11 月 14 日
第 646 号

目次

告 示（第637号－第640号）

- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 1
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定（自然環境課）…………… 1
- 鳥獣保護区の存続期間の更新（自然環境課）…………… 2
- 特定猟具（銃器）使用禁止区域の指定（自然環境課）…………… 3

公 告

- 建設業者の営業所の不確知（建築指導課）…………… 6
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表（監視指導課）…………… 6

収用委員会

- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示（用 地 課）…………… 7

告 示

福岡県告示第637号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------

朝 倉 県 道	八 香 女 春 線	前	朝倉郡東峰村大字宝珠山4085番1先 から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5048番6先 まで	3.4 ～ 54.8	798.1
		前	朝倉郡東峰村大字宝珠山4085番1先 から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5048番6先 まで	8.3 ～ 55.5	758.0
		後	朝倉郡東峰村大字宝珠山4085番1先 から 朝倉郡東峰村大字宝珠山5048番6先 まで	8.3 ～ 55.5	758.0

福岡県告示第638号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定するので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

令和 7 年 11 月 14 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 特別保護地区の名称
烏帽子島鳥獣保護区特別保護地区
- 特別保護地区の区域
糸島市志摩姫島に所在する烏帽子島全域
- 特別保護地区の存続期間
令和 7 年 11 月 15 日から
令和 17 年 11 月 14 日まで
- 特別保護地区の保護に関する指針
 - 特別保護地区の指定区分
集団繁殖地の保護区
 - 特別保護地区の指定目的
烏帽子島鳥獣保護区は、糸島半島と壱岐島とのほぼ中間の玄界灘に位置し、周囲約800m、海拔42mの小さな岩礁であり、植生はほとんど見られない。また、当該区域の周囲は海食崖の直立海岸であり頂部には無人灯台がある。この灯台に登るた

めにつくられた道の石垣及び灯台の基礎の石垣が、福岡県レッドデータブック2024において絶滅危惧ⅠA類とされており、国の天然記念物でもあるカンムリウミスズメの営巣場所となっている。

このため、当該区域の全域が特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、引き続き特別保護地区に指定し、当該区域で繁殖する鳥獣及びその繁殖地の保護を図るものである。

(3) 保護管理方針

当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

福岡県告示第639号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示する。

令和7年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 須恵鳥獣保護区

(1) 区域

糟屋郡須恵町のうち、町道須恵粕屋線と町道上須恵平原線との交点を起点とし、町道上須恵平原線を北へ進み町道松ヶ音大谷線に接続し、同町道を北東へ進み町道内原大谷線に接続し、同町道を北東へ進み糟屋郡篠栗町と須恵町との境界線に接続し、同境界線を南東へ進み岳城山を経て、須恵町、篠栗町及び飯塚市の境界線分岐点に至り、須恵町と飯塚市との境界線を南東へ進み主要地方道飯塚大野城線に接続し、同主要地方道を南東へ進み県道志免須恵線に接続し、同県道を北西へ進み町道須恵粕屋線に接続し、同町道を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、須恵町の北東部に位置し、太宰府県立自然公園の一部区域を含んでいる。北部には岳城山、若杉山があり、多くの登山客、ハイカー等に親しまれている。

山林はスギ、ヒノキの人工林であるが、ハイタカなどのタカ類のほか、メジロ、ホオジロ、オオルリ、コルリといった美しいさえずりの鳥類などが生息している。

当該区域は、都市近郊にありながら、豊かな自然とのふれあいの場として重要な地域であることから、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) イノシシ、シカ等一部の鳥獣による農林業被害に対しては、関係機関と連携を図り、有害鳥獣捕獲等の被害防止対策に努める。

2 求菩提山鳥獣保護区

(1) 区域

豊前市及び築上郡築上町のうち、築上町と京都郡みやこ町との境界線と主要地方道犀川豊前線との交点を起点とし、同主要地方道を北東へ進み国有林遠賀川計画区1112林班の北西端に至り、国有林野と民有林野との境界線を東方へ進み経読林道に接続し、同林道を南西へ進み国有林遠賀川計画区1128林班と同1130林班との境界線に接続し、同境界線を南東へ進み豊前市と大分県中津市との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み築上町、みやこ町及び中津市の境界線分岐点に至り、築上町とみやこ町との境界線を北西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域並びに求菩提山の朝日窟を起点とし、参道を東へ進み安浄寺跡から杉谷参道の石段を北東へ下り石段の最下段の座主坊跡からみそぎ場跡、氷室跡を経て千日行回峯道に至り、千日行回峯道の分岐点を南側へ進み阿弥陀窟から千日行回峯道を五窟に沿って南西へ進み

築上町と豊前市との境界線に接続し、同境界線を南西へ進み九州自然歩道に接続し、同自然歩道を北東へ進み朝日窟へ向かう山道に接続し、同山道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、豊前市及び築上町の大分県との県境に位置し、耶馬日田英彦山国定公園内にある。

犬ヶ岳にはブナ林、ミズナラ林やシオジ林が分布しており、稜線部ではツクシシャクナゲの群生が見られる。求菩提山ではアカガシ林が広範囲に分布し、一部にはツガやアカマツも見られる。

このような自然環境を反映して、クマタカやハヤブサ、センダイムシクイなどの絶滅危惧種をはじめ、多様な鳥獣が生息している。

このため、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

(ア) 鳥獣の生息状況調査を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。

(イ) 鳥獣の違法捕獲防止、制札等の維持管理のため、随時巡視を行う。

(ウ) イノシシ、シカ等一部の鳥獣による農林業被害に対しては、関係機関と連携を図り、有害鳥獣捕獲等の被害防止対策に努める。

3 烏帽子島鳥獣保護区

(1) 区域

糸島市志摩姫島に所在する烏帽子島全域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

(3) 保護に関する指針

ア 指定区分

集団繁殖地の保護区

イ 指定目的

当該区域は、糸島半島と壱岐島とのほぼ中間の玄界灘に位置し、周囲約800m、海拔42mの小さな岩礁であり、植生はほとんど見られない。また、当該区域の周囲は海食崖の直立海岸であり頭部には無人灯台がある。この灯台に登るためにつくられた道の石垣及び灯台の基礎の石垣が、福岡県レッドデータブック2024において絶滅危惧ⅠA類とされており、国の天然記念物でもあるカンムリウミスズメの営巣場所となっている。

このため、県指定鳥獣保護区に指定し、当該区域で繁殖する鳥獣の保護を図るものである。

ウ 保護管理方針

当該区域は無人島のため、集団繁殖地の環境は現状のまま保全することを基本とする。

福岡県告示第640号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のように特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定するので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示する。

令和7年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 渡半島特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福津市のうち、市道廣田・勝山線と市道内海・池尻・森ノ下線との交点を起点とし、市道内海・池尻・森ノ下線を南へ進み県道渡津屋崎線に接続し、同県道を南東へ進み津屋崎橋に至り、同橋から干潮時海岸線を南西へ進み曾根の鼻を経て北へ進み渡半島北端を経て南へ進み市道廣田・勝山線に接続し、同市道を南へ進み起点に至る

線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

2 金の原特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川郡添田町のうち、添田町と田川郡川崎町との境界線と県道添田赤池線との交点を起点とし、同県道を南東へ進み町道庄本町・久井田線に接続し、同町道を南へ進み県道添田小石原線に接続し、同県道を南西へ進み県道猪国豊前枳田停車場線に接続し、同県道を北西へ進み添田町と川崎町との境界線に接続し、同境界線を北方へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

3 室見川流域特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福岡市のうち、市道鳥飼姪の浜線と市道西新荒江線の交点を起点とし、市道西新荒江線を南へ進み国道263号に接続し、同国道を南へ進み県道入部中原停車場線に接続し、同県道を南東へ進み県道福岡早良大野城線に接続し、同県道を西へ進み国道263号に接続し、同国道を北へ進み県道内野次郎丸弥生線に接続し、同県道を北へ進み県道飯場金武線に接続し、同県道を西へ進み市道金武1492号線に接続し、同市道を北へ進み県道大野城二丈線に接続し、同県道を西へ進み県道都地姪浜線に接続し、同県道を西へ進み更に北方へ進み市道野方金武線に接続し、同市道を北へ進み県道周船寺有田線に接続し、同県道を西へ進み市道姪の浜野方線に接続し、同市道を北へ進みＪＲ筑肥線に接続し、同筑肥線を東へ進み地下鉄姪浜駅に至り、同駅を始点とする地下鉄福岡空港線を東へ進み市道鳥飼姪の浜線に接続し、同市道を東へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

4 太宰府南部特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

太宰府市と筑紫野市のうち、県道筑紫野筑穂線と太宰府市道高雄・中央通線の交点を起点とし、同市道を北東へ進み太宰府市道溝尻・高雄線に接続し、同市道を北西へ進み太宰府市道湯の谷20号線に接続し、同市道を北へ進み太宰府市道湯の谷19号線に接続し、同市道を北東へ進み太宰府市道湯の谷16号線に接続し、同市道を東へ進み太宰府市道湯の谷10号線に接続し、同市道を北へ進み県道筑紫野太宰府線に接続し、同県道を南へ進み更に東へ進み筑紫野市道小山川・栗田線に接続し、同市道を南へ進み県道筑紫野筑穂線に接続し、同県道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

5 雨水特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福岡市と糟屋郡粕屋町のうち、福岡市東区のＪＲ山陽新幹線と国道201号（福岡高速4号線）との交点を起点とし、同新幹線を北東へ進み主要地方道福岡直方線に接続し、同主要地方道を東へ進み市道蒲田長者原線に接続し、同市道を南へ進み町道蒲田・長者原線に接続し、同町道を南へ進み国道201号（福岡高速4号線）に接続し、同国道を西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

6 岡垣東部特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

遠賀郡岡垣町のうち、県道岡垣宗像線と県道海老津停車場線との交点を起点とし、県道海老津停車場線を北西へ進み町道海老津・源十郎線に接続し、同町道を北へ進み町道元松原・源十郎線に接続し、同町道を北へ進み国道495号に接続し、同国道

を東へ進み県道黒山広渡線に接続し、同県道を東へ進み矢矧川との交点に至り、矢矧川の左岸を北へ進み町道西黒山・糠塚線との交点に至り、同町道を東へ進み岡垣町と芦屋町との境界線に至り、同境界線を南へ進み岡垣町、芦屋町及び遠賀町との境界線分岐点に至り、岡垣町と遠賀町との境界線を南へ進み国道3号に接続し、同国道を西へ進み町道山田峠・鍋田線に接続し、同町道を西へ進み県道岡垣宗像線に接続し、同県道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

7 香月特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

北九州市のうち、国道211号と市道香月12号線との交点を起点とし、同市道を西へ進み北九州高速4号線を横断し国道200号に接続し、同国道を北東へ進み市道大平35号線に接続し、同市道を北へ進み国道200号に接続し南へ進み、市道大平32号線に接続し、同市道を南東へ進み市道船越28号線に接続し、同市道を東へ進み、市道大平25号線を経て市道大平24号線に接続し、同市道を南へ進み、さらに同市道の延長を南へ直線で進み北九州高速4号線を横断し北九州高速小嶺出入口道路（国道211号小嶺方面）に接続し、同道路を東へ進み国道211号に接続し、同国道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

8 背振少年自然の家特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福岡市のうち、背振少年自然の家敷地内の本館南側管理道、遊歩道3、遊歩道2、第1キャンプ場北側の沢、遊歩道1及び本館北側管理道によって囲まれた区域（各道の名称は背振少年自然の家の定めるところによる。）

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

9 新原東特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

古賀市のうち、主要地方道筑紫野古賀線と県道町川原赤間線との交点を起点とし、県道町川原赤間線を北東へ進み市道栗原・水上線に接続し、同市道を東へ進み九州自動車道に接続し、同自動車道を南西へ進み古賀インターチェンジAランプウェイを経て西へ進み主要地方道筑紫野古賀線に接続し、同主要地方道を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

10 金田ふれあいスポーツ公園特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

田川郡福智町のうち、県道添田赤池線と町道福吉赤池線との交点を起点とし、同町道を北東へ進み町道竹本福吉線に接続し、同町道を南東へ進み町道田ノ口竹本線に接続し、同町道を南東へ進み町道町民グラウンド取付線に接続し、同町道を東へ進み町道四ツ高住宅団地線に接続し、同町道を南へ進み、福智町民金田球場の外周に沿って西へ進み町道県道～グラウンド線に接続し、同町道を南西へ進み県道添田赤池線に接続し、同県道を南東へ進み末端に至り、同県道の延長を南東へ直線で進み御手水谷に接続し、同谷を西へ進み飯塚市と福智町との境界線に接続し、同境界線を北へ進み、大字赤池及び大字神崎との境界線分岐点から200メートル手前の地点より直線で東へ進み県道添田赤池線に接続し、同県道を南へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

11 求菩提山特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

豊前市及び築上郡築上町のうち、築上町と豊前市との境界線と主要地方道犀川豊

前線との交点を起点とし、同主要地方道を東へ進み更に北へ進み北端に至り、更に南へ進み市道求菩提3号線に接続し、同市道を南西へ進み市道求菩提2号線に接続し、同市道を南西へ進み国有林野と民有林野との境界線に接続し、同境界線を西方へ進み豊前市と築上町との境界線に接続し、同境界線を北東へ進み求菩提山の千日行回峯道に接続し、千日行回峯道を北東へ進み参道へ接続し、参道の分岐点を北へ進み氷室跡、みそぎ場跡を経て安浄寺跡へつながる石段の最下段に接続し、同石段を南西へ上り参道を西へ進み朝日窟を経て豊前市と築上町との境界線に接続し、同境界線を北へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

12 九州大学元岡キャンパス特定猟具（銃器）使用禁止区域

(1) 区域

福岡市及び糸島市のうち、県道福岡志摩線と福岡市道元岡元浜線の交点を起点とし、県道福岡志摩線を南西へ進み福岡市と糸島市との境界線に接続し、同境界線を北西へ進み九州大学敷地境界線に至り、同敷地境界線を北西へ進み県道桜井太郎丸線に接続し、同県道を東へ進み福岡市道大原元岡線に接続し、同市道を北東へ進み福岡市道桑原水崎線に接続し、同市道を南へ進み福岡市道桑原2751号線に接続し、同市道を南東へ進み福岡市道桑原2746号線に接続し、同市道を南東へ進み福岡市道桑原2747号線に接続し、同市道を南西へ進み福岡市道桑原水崎線に接続し、同市道を北西へ進み福岡市道渦大阪線に接続し、同市道を南西へ進み福岡市道元岡元浜線に接続し、同市道を南西へ進み起点に至る線によって囲まれた区域

(2) 存続期間

令和7年11月15日から

令和17年11月14日まで

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた

次の建設業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第29条の2第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、その許可を取り消すことがある。

令和7年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
松永製畳襖店	北九州市小倉北区篠崎3-11-1	松永 英樹	令和3年9月1日 福岡県知事許可（般-3） 第101162号

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和7年11月14日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

有限会社エステート・アサヒ

(2) 所在地

福岡市南区大楠二丁目11番23号エステートアサヒビル

(3) 代表者

代表取締役 合原 繁子

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の全部停止

3 停止命令の期間

令和7年10月29日から令和7年11月27日まで

4 処分の年月日

令和 7 年 10 月 28 日

5 処分の理由

有限会社エステート・アサヒは、法第 12 条の 4 第 2 項の規定に違反し、産業廃棄物管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた。

当該行為は、法第 14 条の 3 第 1 号に規定する事業停止命令事由に該当する。

収用委員会

公告

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県収用委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 16 年福岡県収用委員会規則第 1 号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部用地課に備え置きます。

令和 7 年 11 月 14 日

福岡県収用委員会会長 田中 里美

1 意見を募集しなかった理由

福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則及び知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年福岡県規則第 42 号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整理を行うものであり、福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

令和 7 年 11 月 4 日